

瑞穂市第2次男女共同参画基本計画 (案)

令和元年●月

瑞穂市

はじめに

※市長挨拶

目次

第1章	計画策定の趣旨と背景	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画策定の背景	2
3.	計画の位置づけ	8
4.	計画の期間	9
第2章	瑞穂市の現状	10
1.	瑞穂市の人口・世帯等の状況	10
2.	市民意識調査結果からみる瑞穂市の現状	15
第3章	瑞穂市が目指す姿	43
1.	計画の目指す姿	43
2.	計画の基本目標	43
3.	施策の体系	44
第4章	施策の内容と事業	46
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	46
1.	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発	47
2.	男女の人権尊重意識の醸成	47
3.	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進	48
	基本目標Ⅱ だれもが活躍できるまちづくり【瑞穂市女性活躍推進計画】	49
1.	政策・方針決定過程への女性の参画の促進	50
2.	男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの推進	50
3.	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	51
	基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせる地域づくり	53
1.	家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進	54
2.	生涯を通じた男女の健康支援	55
3.	困難な状況におかれている男女への支援	56
4.	あらゆる暴力の根絶にむけた支援【瑞穂市DV防止対策基本計画】	57
第5章	計画の推進体制	59
1.	推進組織体制	59
2.	市民と行政の協働による推進	60

第1章 計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成22年に「瑞穂市男女共同参画基本計画」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。

また、男女共同参画社会を取り巻く環境は少子高齢化の進展による人口減少社会の到来、ライフスタイルや世帯構造の変化等に伴い、女性の社会進出等に関連する法律が施行されるなど、大きく変化してきました。

こうした状況の下、本市でも男女共同参画の意識や取組は広まってきているものの、あらゆる分野において男女の固定的な役割分担意識に基づく、性差に関する偏見や社会制度・慣行等が今なお残っており、また、家事、子育て、介護等の多くが女性の負担となっているという実態が明らかになりました。その理由として、男性中心型の労働慣行や、今なお性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているということが考えられます。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）も男女共同参画を推進する上での大きな問題となっています。被害者の多くが女性であり、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、暴力根絶に向けた取組みや相談体制の充実が必要です。

このように男女共同参画社会の実現には、数多くの課題が残されています。これまでの取組みや市民意識調査の結果を踏まえながら、今後も引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「瑞穂市男女共同参画基本計画」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を改訂し、本計画を策定します。

2. 計画策定の背景

これまでわが国では、男女共同参画社会実現のため、国際社会における取組とも連動しながら、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組を進めてきました。その結果、近年、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、社会は大きく変わり始めています。

しかし一方で、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しています。世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、平成27年9月には女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点を置いた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

市民の生活様式や就業形態といったライフスタイルや社会・経済の構造も大きく変化し、個人の価値観も多様化する今日、バランスのよい豊かな社会とするために、ますます加速する少子高齢化社会の中で尊厳をもって生き抜いていくためには、様々な分野において、性別にかかわらず一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭を守り、地域を支え、自身を生きかしていくことのできる男女共同参画社会が求められています。

男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界の動き	日本の動き	岐阜県の動き	瑞穂市の動き
昭和 50 年 (1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)、「世界行動計画」採択 ・国連総会「婦人の十年(1976～1985)」を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・「国内行動計画」策定 		
昭和 51 年 (1976 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法の施行 		
昭和 52 年 (1977 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」決定 ・「若年定制結婚退職制等改善年次計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部児童課に婦人問題担当窓口設置 ・婦人問題連絡会議設置 	
昭和 54 年 (1979 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年 ESCAP 地域会議」(ニューデリー)開催 ・国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「相続に関する民法改正要綱試案」公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部県民生活課に婦人問題担当配置 ・第Ⅰ期婦人問題懇話会設置 	
昭和 55 年 (1980 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催 ・「国連婦人の十年 1980 年世界会議」(コペンハーゲン)開催 ・「女子差別撤廃条約(略称)」の署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 		
昭和 56 年 (1981 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO 総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法及び家事審判の一部を改正する法律」施行 ・「婦人に関する施策の推進のため国内行動計画後期重点目標」決定 		
昭和 57 年 (1982 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国民年金法等の一部を改正する法律」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅱ期婦人問題懇話会設置 	
昭和 58 年 (1983 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題に関する県民の意識調査」の実施 	

年	世界の動き	日本の動き	岐阜県の動き	瑞穂市の動き
昭和 59 年 (1984 年)	・「国連婦人の十年E SAP地域会議」(東 京)開催		・第 I 期婦人問題推 進会議設置	
昭和 60 年 (1985 年)	・「国連婦人の 10 年」 最終年世界会議開 催(ナイロビ)	・「国籍及び戸籍法の 一部改正をする法 律」施行 ・「男女雇用機会均等 法」成立 ・「女子差別撤廃条 約」批准		
昭和 61 年 (1986 年)		・男女雇用機会均等 法施行	・「岐阜県婦人行動計 画」策定 ・第 II 期婦人問題推 進会議設置	
昭和 62 年 (1987 年)		・「西暦 2000 年に向 けての新国内行動計 画」策定		
平成元年 (1989 年)			・女性の世紀 21 委員 会設置	
平成2年 (1990 年)	・ナイロビ将来戦略見 直し勧告採択			
平成3年 (1991 年)		・「西暦 2000 年に向 けての新国内行動計 画」第一次改定 ・「育児休業法」成立	・「調査研究報告書」 (女性の世紀21委員 会)	
平成4年 (1992 年)		・育児休業法施行	・どう変わればいい女 性と男性県民意識調 査」実施	
平成5年 (1993 年)	・「世界人権会議」開 催(ウィーン)	・中学校の家庭科の 男女必修、実施 ・「短時間労働者の雇 用管理の改善等に 関する法律(パートタ イム労働法)」成立	・「男女共同参画型社 会をめざしての提 言」(女性の世紀 21 委員会)	
平成6年 (1994 年)		・男女共同参画室、男 女共同参画審議会、 男女共同参画推進 本部を設置	・「女と男のはあもにい プランーぎふ女性行 動計画ー」策定 ・岐阜県男女共同参 画社会づくり推進本 部設置	
平成7年 (1995 年)	・第 4 回世界女性会議 開催(北京)「北京宣 言及び行動綱領」採 択	・ILO 総会にて「156 号 条約」批准 ・「育児休業法」改正 「育児・介護休業法」 公布		
平成8年 (1996 年)		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・「男女共同参画ビジ ョン」答申		
平成9年 (1997 年)		・「男女雇用機会均等 法」一部改正 ・男女共同参画審議 会設置法施行	・「男女共同参画に関 する県民意識調査」 実施	

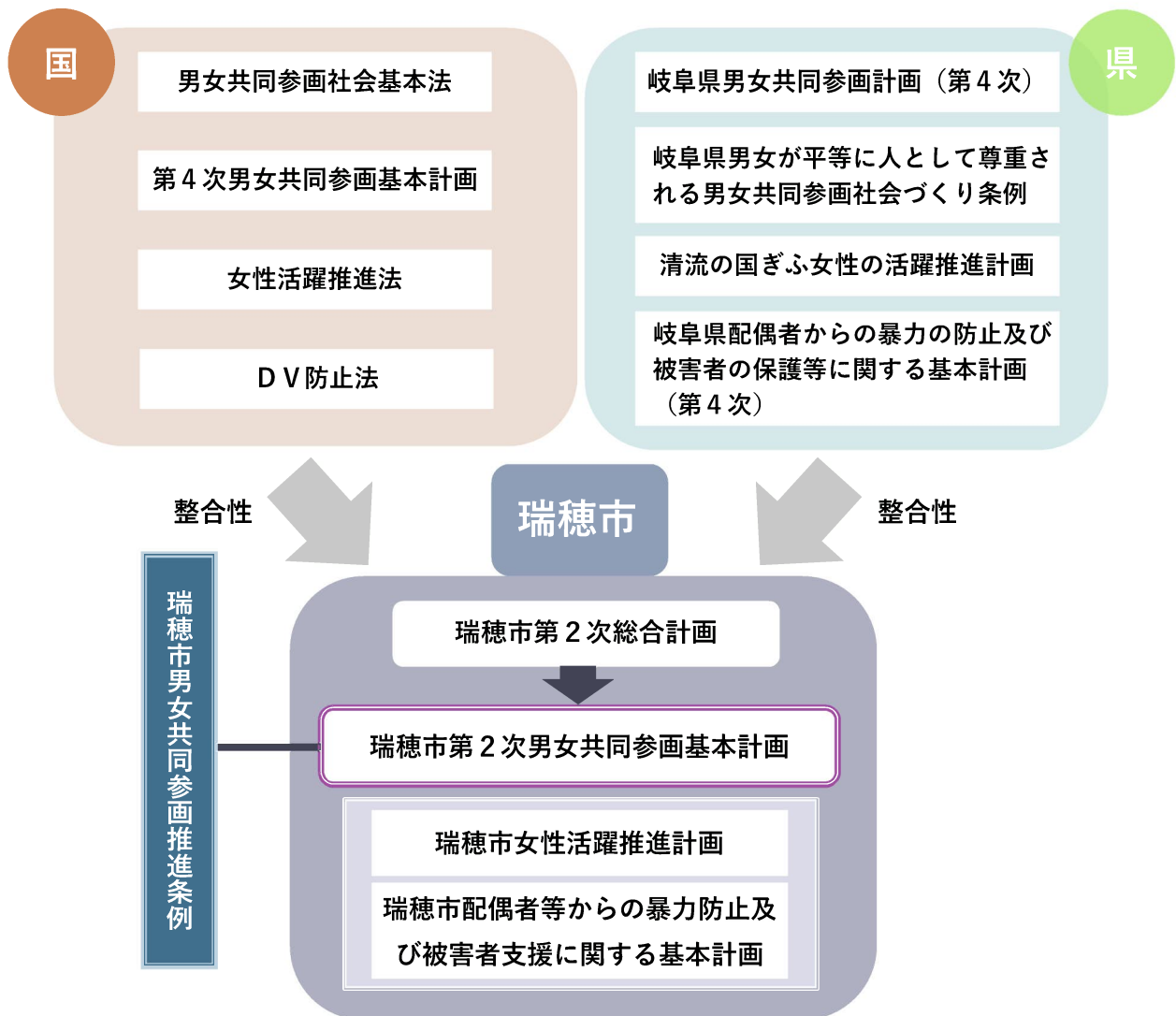
年	世界の動き	日本の動き	岐阜県の動き	瑞穂市の動き
平成 10 年 (1998 年)			・「第3次ぎふ女性行動計画への提言」(女性の世紀21委員会)	
平成 11 年 (1999 年)		・「男女共同参画社会基本法」成立	・「ぎふ男女共同参画プラン」策定及び一部改訂	
平成 12 年 (2000 年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」及び「成果文書」採択	・「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「女性に対する暴力に関する調査」実施	
平成 13 年 (2001 年)		・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局が新設 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」成立、一部施行		
平成 14 年 (2002 年)			・「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂 ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
平成 15 年 (2003 年)		・「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」施行 ・「次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法」成立	・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」公布	
平成 16 年 (2004 年)		・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「育児介護休業法」改正	・岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置 ・「岐阜県男女共同参画計画」策定	
平成 17 年 (2005 年)	・第49回国際婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+10」開催(ニューヨーク)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「女性の再チャレンジプラン」策定 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定		
平成 18 年 (2006 年)	・第50回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク国連本部) ・東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京)	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・男女共同参画ふれあいサロンを男女共同参画プラザに改称	

年	世界の動き	日本の動き	岐阜県の動き	瑞穂市の動き
平成 19 年 (2007 年)	・第 51 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク国連本部)	・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
平成 20 年 (2008 年)	・第 52 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク国連本部)	・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「女性の参画加速プログラム」		・「瑞穂市男女共同参画推進審議会」設置 ・「男女共同参画推進会議」「ワーキングチーム」体制整備
平成 21 年 (2009 年)	・第 53 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)		・「第 2 次岐阜県男女共同参画計画」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第 2 次)」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 22 年 (2010 年)	・第 54 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定		・「瑞穂市男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」策定
平成 23 年 (2011 年)	・「ジェンダー平等と女性エンパワーメントのための国連機関(UN Women)」正式発足			・「瑞穂市男女共同参画推進条例」施行
平成 24 年 (2012 年)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	・「瑞穂市まちづくり基本条例」施行
平成 25 年 (2013 年)		・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正		・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	日本の動き	岐阜県の動き	瑞穂市の動き
平成 26 年 (2014 年)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「働く女性応援会議」開催 ・「男女雇用機会均等法」改正	・「岐阜県男女共同参画計画(第 3 次)」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第 3 次)」策定	・「瑞穂市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」施行
平成 27 年 (2015 年)	・第 59 回国連婦人の地位委員会／「北京+20」記念会合	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」成立 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成 28 年 (2016 年)	・G7伊勢志摩サミットにて「女性の能力開花のための G7行動指針」の取りまとめ	・「育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法」等の改正	・「清流の国ぎふ女性活躍推進計画」策定	・「瑞穂市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」施行
平成 31 年 令和元年 (2019 年)			・「岐阜県男女共同参画計画(第 4 次)」策定	・「瑞穂市 男女共同参画に関する市民意識調査」実施

3. 計画の位置づけ

- ①「瑞穂市第2次総合計画」を上位計画とし、「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」の具体化に向け、関連する他の計画との整合性を図ります。
- ②「瑞穂市男女共同参画基本計画」は、様々な分野において男女共同参画を実現していくための施策を、市民のみなさんと一体となって総合的に推進していくための行動計画です。
- ③国の「男女共同参画基本計画」及び県の「岐阜県男女共同参画計画」との整合性に配慮して策定します。
- ④計画がより実効性のあるものとなり、客観性を持った的確な進行管理を行うために、毎年、推進審議会を開催し、進捗状況を把握、点検して、公表します。
- ⑤「瑞穂市男女共同参画基本計画」には、「瑞穂市女性活躍推進計画」「瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」の内容が明記されています。



4. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10ヵ年と定め、前期5年、後期5年とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 瑞穂市の現状

NEW

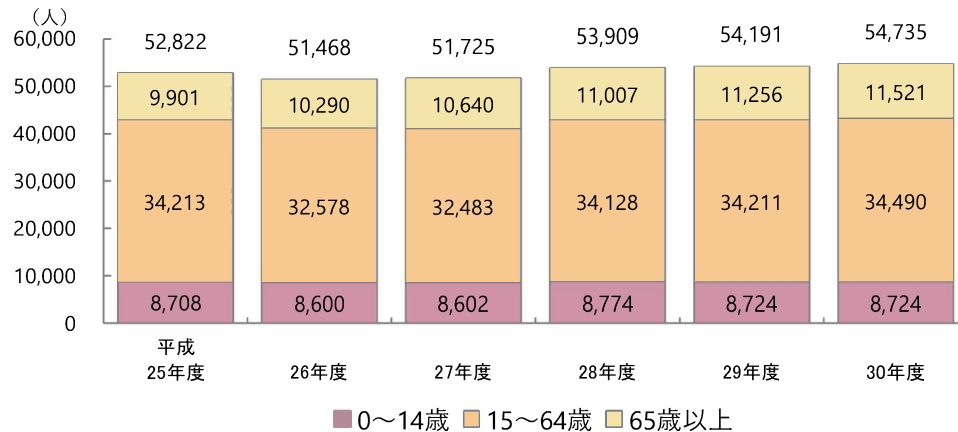
1. 瑞穂市の人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

本市の人口は増加傾向にあり、平成30年度末では54,735人となっています。年齢3区分人口の推移をみると、「年少人口（15歳未満）」「生産年齢人口（15～64歳）」「高齢者人口（65歳以上）」のいずれも増加傾向にあります。

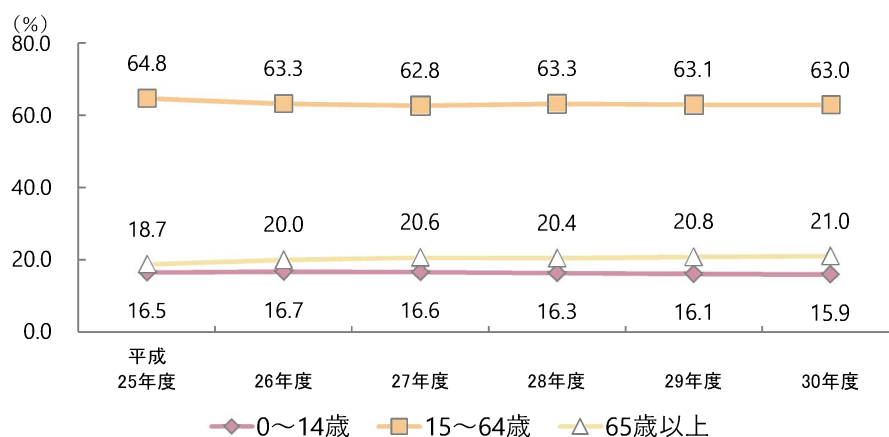
年齢3区分別人口比率をみると、15歳未満人口と15～64歳人口は減少傾向にあるものの、65歳以上人口は増加傾向にあり、このことから本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

図表1 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

図表2 年齢3区分別人口比率

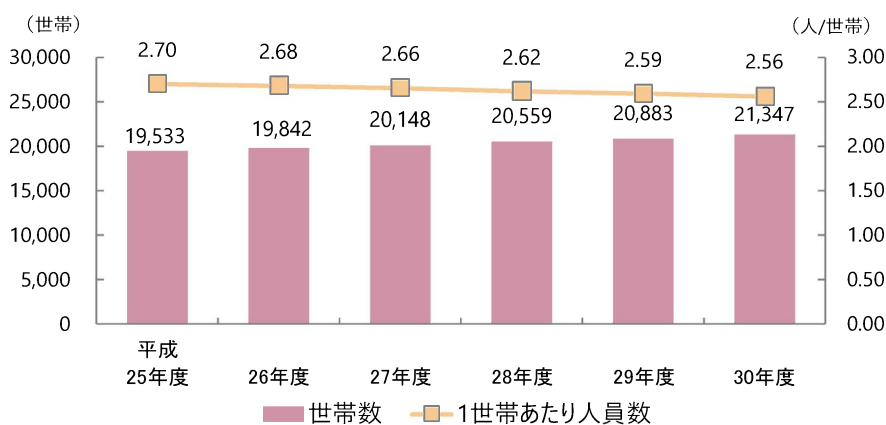


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向を示しており、平成30年度末では21,347世帯となっています。また、世帯が増加する一方、世帯を構成する人員は減少傾向にあり、平成31年度では1世帯あたり2.56人となっており、平成25年度末と比較すると0.14人の減少となっています。

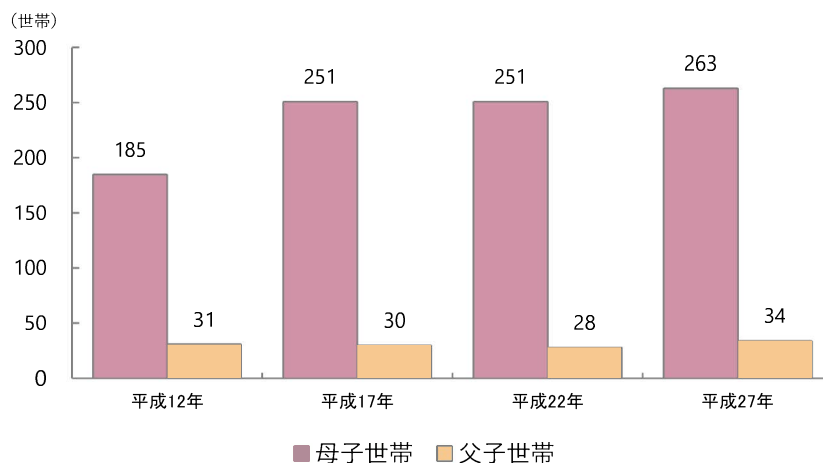
図表3 世帯数、平均世帯人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

母子世帯数・父子世帯数をみると、母子世帯は平成17年以降250世帯前後で、父子世帯は30世帯前後で推移しています。

図表4 母子・父子世帯数の推移

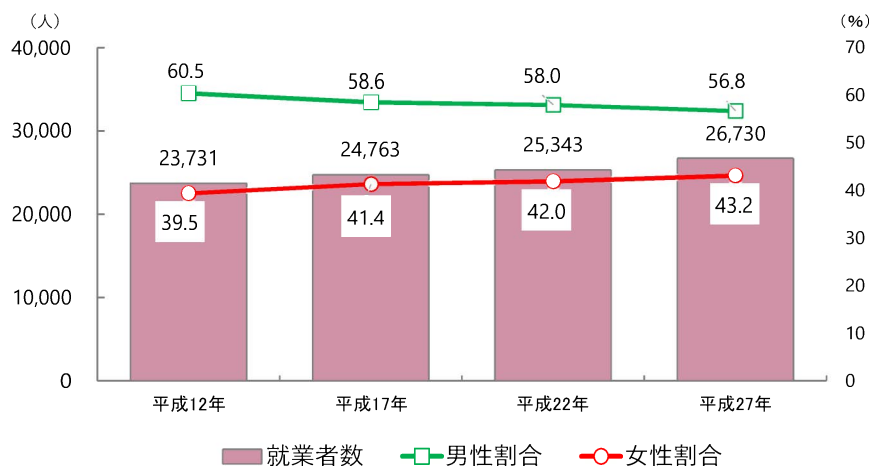


資料：国勢調査

(3) 就業者数

本市の就業者数は増加傾向にあり、平成27年では26,730人となっています。就業者数に占める男女比は、平成27年では男性が56.8%、女性が43.2%となっており、平成12年以降女性の占める割合は増加傾向にあります。

図表5 就業者数の推移



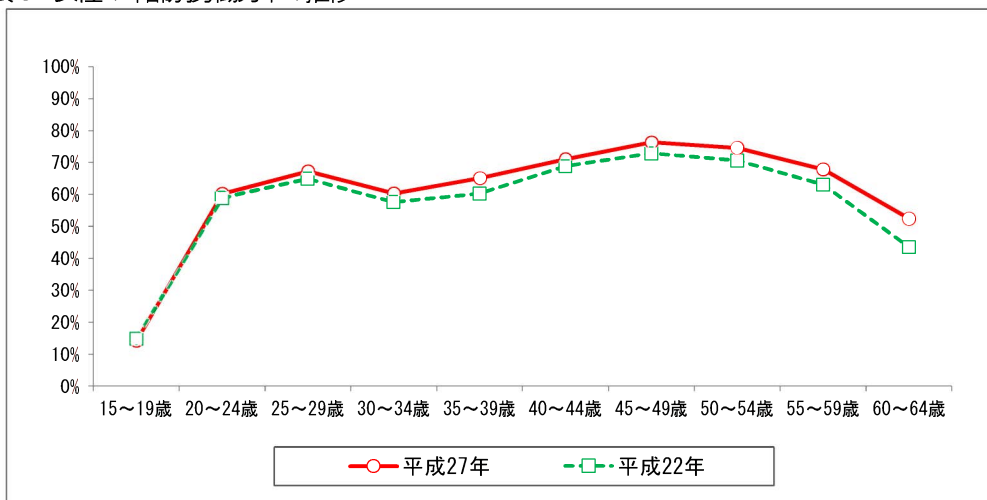
資料：国勢調査

(4) 女性の労働力

平成 27 年における本市の女性の年齢別の労働力率をみると、5 年前の平成 22 年に比べていずれの年齢層でも労働力率は上昇傾向にあります。

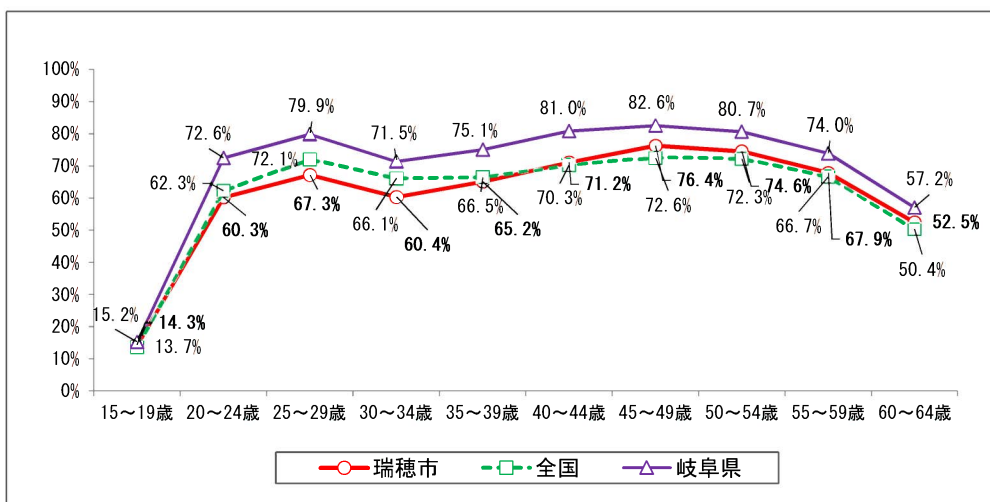
また、女性の労働力率を全国や岐阜県と比較すると、全国や県に比べて 20 代や 30 代の若年層では低くなっています。

図表 6 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

図表 7 女性の年齢別労働力率比較 (全国・岐阜県)

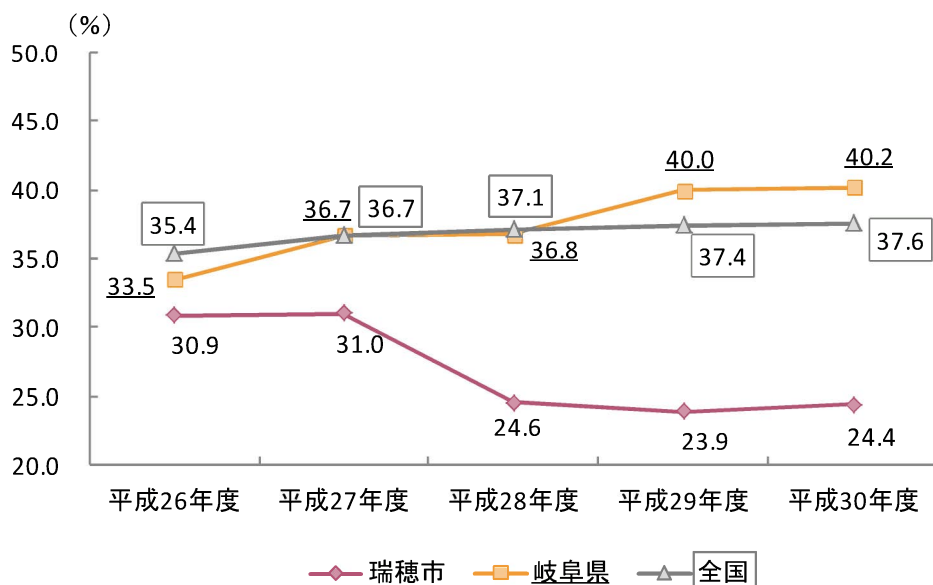


資料：国勢調査

(5) 政策・方針決定の場における男女共同参画の状況

本市の審議会等における女性委員の割合をみると、平成27年度では31.0%でしたが、平成28年度以降減少傾向にあります。また、国や岐阜県と比較すると、低い割合で推移しています。

図表8 審議会等における女性委員の割合比較（全国・岐阜県）



参考： 岐阜県：地方公共団体における男女共同参画の形成は女性に関する施策の進捗状況調べ
 全国：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ



<参考> 瑞穂市の職員等における女性の割合（2019年4月1日時点）

	総数（人）	うち女性数（人）	女性比率（%）
職員数	337	183	54.3
うち管理職総数	38	4	10.5
うち課長補佐相当職	93	37	39.8
うち係長相当職	61	37	60.7
市議会議員数	18	1	5.5
自治会長数	98	5	5.1

2. 市民意識調査結果からみる瑞穂市の現状

調査概要

●調査の目的

「瑞穂市第2次男女共同参画基本計画」の策定にあたり、瑞穂市における社会参加への現状ならびに社会活動に関する参画の機会に対するニーズ、男女平等ならびに女性の人権に対する意識等について把握し、計画策定の基礎資料として、調査を実施するものです。


●調査方法等

- ・調査対象 市民：瑞穂市在住の満18歳以上70歳未満の方を無作為抽出
事業所：瑞穂市商工会に所属する事業所
- ・調査期間 市民：平成31年1月15日から平成31年1月31日
事業所：平成30年11月30日から平成30年12月26日
- ・調査方法 郵送による配布・回収

●回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	2,000通	643通	32.2%
事業所	836通	101通	12.1%

●調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを  で網かけをしています。（無回答を除く）
- ・岐阜県の数字については「男女共同参画に関する県民意識調査報告書（平成30年1月）」より記載しています。